



# 長野県報

3月29日(金)  
平成25年  
(2013年)  
号外

## 目次

### 規則

長野県組織規則の一部を改正する規則（行政改革課）	1
事務処理規則の一部を改正する規則（行政改革課）	3
長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程（企業局）	5
長野県企業局事務処理規程の一部を改正する管理規程（企業局）	5
長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程（企業局）	6
水道法に基づく技術者による監督が必要な布設工事等に関する条例施行規程（企業局）	6
管理職員等の範囲を定める規則及び給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	7

### 告示

土地改良事業等補助金交付要綱の一部改正（農地整備課）	8
----------------------------	---

### 訓令

財務規則第2条に定める所の出納員の任免の一部改正（人事課）	14
兼務に関する規程の一部改正（人事課）	14
長野県文書規程の一部改正（情報公開・私学課）	15
組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程の一部改正（行政改革課）	15
副知事の担任意務に関する規程の一部改正（行政改革課）	15



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成25年 3月29日

長野県知事 阿部守一

#### 長野県規則第38号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4条の12」を「第4条の11」に、

「第21款の3 西駒郷地域生活支援センター（第111条の3・第111条の4）  
第21款の4 障害者福祉センター（第111条の5-第111条の7）  
第22款 削除」

を「第22款 障害者福祉センター（第112条-第114条）」に改める。

第3条第2号中「企画課 政策評価課」を「企画課」に改める。

第4条中「政策評価課、」を削る。

第4条の5第1項第2号中「策定」を「策定及び進捗管理」に改める。

第4条の6を削り、第4条の7を第4条の6とし、第4条の8から第4条の12までを1条ずつ繰り上げる。

第13条第1項に次の2号を加える。

(7) 事業点検に関すること。

(8) 公共事業評価に関すること。

第17条第8号中「西駒郷地域生活支援センター」を削る。

第28条の2中第11号を第12号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 工業製品の販路の開拓及び拡張に関すること。

第30条第1項第2号中「(技能五輪・アビリンピック室の所管に属するものを除く。)」を削り、同条第2項から第4項までを削る。

第30条の3第2項を次のように改める。

2 観光企画課に、信州ブランド推進室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

(1) 信州ブランドの発信その他の信州ブランドの推進に関すること。

(2) 県産品の消費拡大に関すること。

第30条の3に次の2項を加える。

3 信州ブランド推進室に、その事務を分掌させるため、班を置くことができるものとし、その設置は、当該室長があらかじめ知事の承認を得て定める。

4 前項の規定により室に班を置く場合において、その事務を管理させるため、班長を置き、担当係長の職以上の職にある職員のうちから、当該室長が指定する。

第30条の4第1項を次のように改める。

観光振興課は、観光の振興及び宣伝に関する事務（国際観光推

進室の所管に属するものを除く。)をつかさどる。

第31条第1項中第11号を第12号とし、第3号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 農産物の表示に関すること。

第31条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第41条第1項に次の1号を加える。

(12) 第67回全国植樹祭の開催に関すること。

第49条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第56条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第25号までを1号ずつ繰り上げる。

第77条第4項中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 省エネルギー及び新エネルギーに関すること。

第108条第1項中第2号及び第3号を削り、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第7項、第8項、第11項、第13項、第14項、第18項、第21項及び第22項に規定する便宜の供与

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第23項に規定する自立支援医療その他の更生に必要な診療

第110条第3項に次の1号を加える。

(3) 相談支援に関すること。

第110条第8項の表の支援部の項中「第3項第1号」の次に「及び第3号」を加える。

第2章第2節第21款の3を削る。

第2章第2節第22款を削り、同節第21款の4中第111条の7を第114条とし、第111条の6を第113条とし、第111条の5を第112条とし、同款を同節第22款とする。

第171条中「並びに農業指導者」を削る。

第173条第3項第1号中「農業指導者」を「地域の農業の振興に指導的役割を果たす人材」に改め、同条第4項中「、専門技術科」

を削り、同項の表中

総合農学科	長野市	を
専門技術科	長野市	

「|総合農学科 |長野市 |」に改める。

附則第2条を附則第3条とし、附則第1条の次に次の1条を加える。

(財産活用課の事務の特例)

第2条 財産活用課は、当分の間、第8条各号に掲げる事務のほか、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 長野保健福祉事務所・長野消費生活センター庁舎における自動ドア点検業務、一般廃棄物処理業務及び産業廃棄物処理業務に係る予算執行

(2) 長野県中央児童相談所における一般廃棄物処理業務及び産業廃棄物処理業務に係る予算執行

別表第33の課又は室の項中

運転技師	自動車の運転業務
------	----------

を

主任専門役	特に高度の専門的知識経験を要する業務として課長又は室長が指定する複雑かつ困難な業務を行う職務
副主任専門役	高度の専門的知識経験を要する業務として課長又は室長が指定する複雑かつ困難な業務を行う職務
専門役	高度の知識経験を要する業務として課長又は室長が指定する複雑かつ困難な業務を行う職務
運転技師	自動車の運転業務

に改め、同表の情報システム推進室の項を削り、同表の福祉監査室の項中「児童福祉法」の次に「第21条の5の21第1項、」を加え、「第29条第7項」を「第29条第9項」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別表第36の現地機関の項中

運転技師	自動車の運転業務
------	----------

を

主任専門役	特に高度の専門的知識経験を要する業務として上司が指定する複雑かつ困難な業務を行う職務
副主任専門役	高度の専門的知識経験を要する業務として上司が指定する複雑かつ困難な業務を行う職務
専門役	高度の知識経験を要する業務として上司が指定する複雑かつ困難な業務を行う職務
運転技師	自動車の運転業務

に改め、同表の消防防災航空センターの項中

高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な操縦業務	を
------------------------	---

ヘリコプターの操縦又は整備に関する専門的業務	に改め、
------------------------	------

同表の県立総合リハビリテーションセンターの項中

義肢装具士	義肢装具製作業務	を
給食技師	給食業務	

義肢装具士	義肢装具製作業務	に改め、同表の西駒郷地域
-------	----------	--------------

生活支援センターの項を削り、同表の農業大学の項中

事務局次長	事務局長の職務遂行の補佐及び局務の整理
-------	---------------------

を

事務局次長	事務局長の職務遂行の補佐及び局務の整理
就農推進技幹	学科の就農支援活動に関する事務の総括掌理

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成25年4月1日から施行する。  
(財務規則の一部改正)
- 財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。  
別表第1の4中「西駒郷地域生活支援センター 中央児童相談所」を「中央児童相談所」に改める。  
(長野県農業大学校管理規則の一部改正)
- 長野県農業大学校管理規則(昭和51年長野県規則第4号)の一部を次のように改正する。  
目次中「及び専門技術科」を削る。  
第2章の章名を次のように改める。  
第2章 総合農学科  
第4条中「及び専門技術科」を削り、「次の表のとおり」を「120人」に改め、同条の表を削る。  
第5条中「及び専門技術科」及び「それぞれ」を削る。  
第6条中「別表第1」を「別表」に改める。  
第7条を次のように改める。  
第7条 削除  
第9条中「及び専門技術科」を削り、同条第2号中「第5条第1項第1号のウ」を「第5条第1項第3号」に改める。  
第21条第1号中「第5条第1項第1号」を「第5条第1項」に改める。  
第38条中「、専門技術科」を削る。  
附則第3項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「(経過措置)」を付し、附則第4項から第6項までを削る。  
別表第2を削り、別表第1を別表とする。

行政改革課

事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。  
平成25年3月29日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第39号

事務処理規則の一部を改正する規則

- 事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。
- 附則第14項を附則第15項とし、附則第5項から第13項までを1項ずつ繰り下げ、附則第4項の次に次の1項を加える。  
(委任事項の特例)
- 飯田消費生活センターにおける警備業務、一般廃棄物処理業務及び産業廃棄物処理業務に係る予算執行については、別表第2の1の(1)の規定にかかわらず、当分の間、長野県下伊那地方事務所長に委任する。  
別表第2の1中「、長野県西駒郷地域生活支援センター」を削り、同6の(6)及び(7)を削り、同(8)を同(6)とし、同(9)から(13)までを同(7)

から(11)までとし、同(14)中「雪害救助員派遣事業補助金交付要綱」を「特別豪雪地帯住宅除雪支援事業補助金交付要綱」に改め、同(14)を同(12)とし、同(15)を同(13)とし、同(16)のアの(7)中「第26条第1項」を「第25条第1項」に改め、同エ及びオを削り、同カを同エとし、同(16)を同(14)とし、同(17)のカの(イ)を同(カ)とし、同(ウ)を同(イ)とし、同(イ)を同(イ)とし、同(7)を同(ウ)とし、同(ウ)の前に次の事項を加える。

(7) 第8条の規定による届出の受理

(イ) 第12条第2項の規定による届出の受理

別表第2の6の(17)のシを同スとし、同キからサまでを同クからシまでとし、同カの次に次の事項を加える。

キ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則(平成13年環境省令第23号)第6条の規定による届出書の受理

別表第2の6の(17)を同(15)とし、同(18)から(20)までを同(16)から(18)までとし、同(21)に次の事項を加える。

セ 東日本大震災農業生産対策事業補助金交付要綱(平成23年7月19日付け23農振第206号農政部長通知)の規定に基づく補助金の交付(事業が県全域にわたる団体に係るものを除く。)

ソ 新規就農総合支援事業補助金等交付要綱(平成24年7月11日付け24農振第194号農政部長通知)の規定に基づく補助金等の交付(事業が県全域にわたる団体に係るものを除く。)

タ 農業生産振興整備事業補助金交付要綱(平成24年9月28日付け24農振第312号農政部長通知)の規定に基づく補助金の交付(事業が県全域にわたる団体に係るものを除く。)

別表第2の6の(21)を同(19)とし、同(22)から(40)までを同(20)から(38)までとし、同(41)のアの(7)中「別表第9の2の(8)のアの(7)」を「別表第9の2の(7)のアの(7)」に改め、同(ウ)中「別表第9の2の(8)のア」を「別表第9の2の(7)のア」に改め、同(41)を同(39)とし、同(42)を同(40)とし、同(43)のエ中「、土地改良施設維持管理適正化事業並びに基幹水利施設技術管理強化特別指導事業」を「並びに土地改良施設維持管理適正化事業」に改め、同ケを削り、同コを同ケとし、同サを削り、同シを同コとし、同スを同サとし、同セの(7)中「7,000万円」を「1億円」に改め、同(イ)中「株式会社日本政策金融公庫調査委嘱規則(農林)(平成20年10月1日制定農林(営)3)の規定に基づく」を「株式会社日本政策金融公庫から資金の借入れをして行う事業に係る」に改め、同a中「第2条第1項の規定による」を削り、「7,000万円」を「1億円」に改め、同b中「第2条第3項の規定による」を削り、「7,000万円」を「1億円」に改め、同セを同シとし、同ソを同スとし、同タを同セとし、同チを削り、同(43)に次の事項を加える。

ソ 長野県農地・水保全管理支払交付金交付要綱(平成23年4月1日付け23農整第132号農政部長通知)の規定に基づく交付金の交付(農地・水保全管理支払推進交付金に限る。)

別表第2の6の(43)を同(41)とし、同(44)から(47)までを同(42)から(45)までとし、同(48)のアの(7)のb中「別表第9の2の(8)のアの(7)」を「別表第9の2の(7)のアの(7)」に改め、同c中「(71)のアの(7)」を「(68)のアの(7)」に、「(71)のアの(イ)」を「(68)のアの(イ)」に改め、同ケ中「株式会社日本政策金融公庫調査委嘱規則(農林)の規定に基づく」を「市町村が株式会社日本政策金融公庫から資金の借入れをして行う事業に係る」に改め、同(7)中「第2条第1項の規定による」を削り、同(イ)中「第2条第3項の規定による」を削り、同(48)を同(46)とし、同(49)から(57)までを同(47)から(55)までとし、同(58)のオ中「第34条第1項」を「第37条第1項」に改め、同カ中「第34条第3項」を「第37条第3項」に改め、同キ中「第35条」を「第38条第1項」に改め、同(58)を同(56)とし、同(59)から(68)までを同(57)から(66)ま

でとし、同(69)のイの(サ)中「県営住宅等の管理に関する規則」を「県営住宅等に関する規則」に、「別表第2の1の条例第14条第1項第4号の場合の項の2」を「別表第3の1の条例第14条第1項第4号の場合の項の2」に改め、同ウ中「県営住宅等の管理に関する規則」を「県営住宅等に関する規則」に改め、同(69)を同(67)とし、同(70)から(80)までを同(68)から(78)までとし、同7の(13)のウ中「に係る」を「のうち主たる事務所が町村の区域内にあるものに係る」に改め、同(18)のウ中「(イ)から(ロ)まで及び(ハ)」を「(ト)から(ス)まで及び(7)」に改め、同(7)を同(ハ)とし、同(イ)から(ヒ)までを同(ト)から(7)までとし、同(ウ)中「第34条の16第3項」を「第34条の17第3項」に改め、同(ウ)を同(イ)とし、同(イ)中「第34条の16第1項」を「第34条の17第1項」に改め、同(イ)を同(ウ)とし、同(ウ)中「第34条の14第3項」を「第34条の15第3項」に改め、同(ウ)を同(イ)とし、同(ウ)中「第34条の14第2項」を「第34条の15第2項」に改め、同(ウ)を同(イ)とし、同(イ)中「第34条の14第1項」を「第34条の15第1項」に改め、同(イ)を同(ウ)とし、同(ス)中「第34条の13第3項」を「第34条の14第3項」に改め、同(ス)を同(イ)とし、同(イ)中「第34条の13第1項」を「第34条の14第1項」に改め、同(イ)を同(ス)とし、同(イ)中「第34条の11第3項」を「第34条の12第3項」に改め、同(イ)を同(ス)とし、同(ウ)中「第34条の11第2項」を「第34条の12第2項」に改め、同(ウ)を同(イ)とし、同(イ)中「第34条の11第1項」を「第34条の12第1項」に改め、同(イ)を同(ウ)とし、同(イ)から(ク)までを同(イ)から(ク)までとし、同(7)を同(イ)とし、同(イ)の前に次の事項を加える。

- (7) 第21条の5の21第1項の規定による報告等の命令、質問及び立入検査(第43条に規定する児童発達支援センターに係るものを除く。)

別表第2の7の(18)に次の事項を加える。

- シ 障害児通所給付費等県費負担金交付要綱(平成24年12月27日付け24障第478号健康福祉部長通知)の規定に基づく負担金の交付

別表第2の7の(20)のエからカまでを削り、同キを同エとし、同クからコまでを同オからキまでとし、同(21)のウ中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)」に改め、同(ウ)中「第48条第4項」を「第51条の27第1項」に改め、同イ中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同ウ中「渡る」を「わたる」に改め、同10の(3)を削り、同13を次のように改める。

#### 13 長野県工科短期大学校長に委任する事項

- (1) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第3項の規定による職業訓練
- (2) 長野県工科短期大学校条例(平成6年長野県条例第36号)の規定に基づく次の事項
  - ア 第4条第1項の規定による入学審査の実施及び入学の許可(編入学又は転入学に係るものを含む。)
  - イ 第4条第2項の規定による受講の許可
  - ウ 第8条の規定による授業料及び受講料の減免
  - エ 第9条ただし書の規定による授業料及び受講料の還付

別表第2の14を削り、同15の(2)を同(3)とし、同(1)を同(2)とし、同(2)の前に次の事項を加える。

- (1) 職業能力開発促進法第15条の6第3項の規定による職業訓練

別表第2の15を同14とし、同16の(1)のウ中「、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成18年法律第84号。(イ)から(ウ)までにおいて「改正法」という。)

附則第8条の規定によりなお効力を有することとされる同法第2条の規定による改正前の法第42条第2項に規定する特別医療法人を

削り、「(7)から(7)」を「(7)から(ロ)」に改め、同(ロ)を削り、同(ロ)中「改正法」を「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成18年法律第84号。(ロ)において「改正法」という。)」に改め、同(ロ)を同(イ)とし、同(7)を同(ロ)とし、同(13)のウ及びイを削り、同ウを同アとし、同エを同イとし、同オ及びカを削り、同キ中「長野県不妊治療費助成事業実施要綱」を「長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱」に改め、同キを同ウとし、同(17)のウを同エとし、同イの次に次の事項を加える。

#### ウ 長野県食品安全・安心条例(平成24年長野県条例第76号)の規定に基づく次の事項

- (7) 第20条第1項の規定による食品等の回収の報告の受理
- (イ) 第20条第4項の規定による指導等
- (ウ) 第20条第5項の規定による食品等の回収の終了の報告の受理

別表第2の16を同15とし、同17中「16の(12)」を「15の(12)」に改め、同17を同16とし、同18から29までを同17から28までとし、同30の(1)のウ中「及び同専門技術科」を削り、同30を同29とし、同31から38までを同30から37までとし、同39の(11)のオ中「第32条第2項」を「第33条第3項」に、「水防管理者との協議」を「届出の受理」に改め、同(16)を次のように改める。

- (16) 建設業に関する事項(長野県安曇野建設事務所長、長野県千曲建設事務所長及び長野県須坂建設事務所長を除く。)
- ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第41条第1項の規定による指導、助言及び勧告
- イ 建設業の許可の証明(国土交通大臣の許可に係るものを除く。)

別表第2の39の(20)のウ中「、長野県駒場公園」を削り、「、長野県鳥川溪谷緑地」を「又は長野県鳥川溪谷緑地」に改め、同39を同38とし、同40中「39の(12)」を「38の(12)」に改め、同40を同39とし、同41を同40とし、同42中「39の(7)」を「38の(7)」に改め、同42を同41とし、同43を同42とし、同44を同43とし、同45の(1)中「(物品購入事務処理要領(昭和62年3月30日付け61会第138号出納長、総務部長通達)に規定する集中購買及び一括購入に係る契約の締結を除く。46の(1)、50、51及び53において同じ。)」を削り、同45を同44とし、同46を同45とし、同47を同46とし、同48の(4)中「49の(4)」を「48の(4)」に改め、同48を同47とし、同49から53までを同48から52までとする。

別表第3の2中「同(9)、同(10)のウの(ハ)」を「同(8)のウの(ハ)」に、「同(15)のウの(キ)」を「同(13)のウの(キ)」に、「同(16)のウの(イ)」を「同(14)のウの(イ)」に、「同(17)のウの(イ)」を「同(15)のウの(イ)」に、「カの(イ)及び(イ)、キの(7)」を「カの(イ)及び(イ)、クの(7)」に、「クの(イ)」を「ケの(イ)」に、「ケの(イ)」を「コの(イ)」に、「コの(イ)」を「サの(イ)」に、「サ、同(18)のケ」を「シ、同(16)のケ」に、「同(26)、同(34)、同(35)のウの(イ)」を「同(24)、同(32)、同(33)のウの(イ)」に、「同(36)、同(41)のウ、同(43)のシ」を「同(34)、同(39)のウ、同(41)のウ」に、「同(50)のウの(イ)、同(51)のウ」を「同(48)のウの(イ)、同(49)のウ」に、「同(59)のウ」を「同(57)のウ」に、「同(60)、同(63)のカ」を「同(58)、同(61)のカ」に、「同(64)のウの(イ)」を「同(62)のウの(イ)」に、「同(68)のウの(7)」を「同(66)のウの(7)」に、「同(69)のウの(イ)」を「同(67)のウの(イ)」に、「同(70)のウの(イ)」を「同(68)のウの(イ)」に、「同(72)のウの(イ)」を「同(70)のウの(イ)」に、「同(74)のウの(7)」を「同(72)のウの(7)」に、「同(77)のキ」を「同(75)のキ」に改め、同3中「同(18)のウの(イ)、(イ)、(イ)、(イ)及び(イ)」を「同(18)のウの(7)、(イ)、(イ)、(イ)、(イ)、(イ)及び(イ)」に改め、同5中「別表第2の16の(1)のウの(ト)」を「別表第2の15の(1)のウの(ト)」に、「同(13)のウ及びエ」を「同(13)のウ及びイ」に

改め、同6中「別表第2の36の(1)のソ」を「別表第2の35の(1)のソ」に改め、同7中「別表第2の39の(6)のウ」を「別表第2の38の(6)のウ」に、「並びに同(13)」を「、同(13)」に、「同40及び同42」を「同39及び同41」に改め、「含む。」の次に「並びに同(16)のア」を加える。

別表第9の2の(3)を削り、同(4)を同(3)とし、同(5)から(11)までを同(4)から(10)までとし、同4の(3)中「障害者自立支援法の」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)」に改め、同(4)中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、同5の(3)中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同(4)中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

別表第10の2の(7)を削り、同(8)を同(7)とし、同(9)を同(8)とし、同(10)を同(9)とする。

別表第11の9中「、長野県西御郷地域生活支援センター所長」を削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

行政改革課

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成25年3月29日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山本浩司

長野県公営企業管理規程第1号

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程

長野県企業局の組織に関する規程(昭和42年長野県公営企業管理規程第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「の企画」を「及びその企画」に改め、同条第3項第1号中「予算、資金、」を削り、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同項に次の1号を加える。

(1) 発電所の建設計画及び調査に関すること。

第3条第4項第1号中「第6号まで、第8号、第10号及び第11号」を「第5号まで、第7号、第9号及び第10号」に改める。

別表第2の南信発電管理事務所の項中「管理」を「管理並びに高遠発電所の建設」に改め、同表の北信発電管理事務所の項中「管理」を「管理並びに奥裾花第2発電所の建設」に改める。

別表第3の南信発電管理事務所の項中

「(3) 技術に関する事項」を

「(3) 技術に関する事項  
(4) 高遠発電所の工事の設計及び工事監理に関する事項」に、

制御第一課		(1) 発電計画及び統計に関する事項 (2) 発電所の運転に関する事項 (3) 発電所の電気施設の維持保全に関する事項
制御第二課		(1) 発電所の操作に関する事項 (2) 発電所の電気施設の維持保全に関する事項

を

制御課		(1) 発電計画及び統計に関する事項 (2) 発電所の運転に関する事項 (3) 発電所の電気施設の維持保全に関する事項
-----	--	---

に改め、同表の北信発電管理事務所の項中

「(4) 裾花発電所及び奥裾花発電所の運転及び湯の瀬ダムの操作に関する事項」

を

「(4) 裾花発電所及び奥裾花発電所の運転及び湯の瀬ダムの操作に関する事項  
(5) 奥裾花第2発電所の工事の設計及び工事監理に関する事項」

に改める。

附 則

この管理規程は、平成25年4月1日から施行する。

企業局

長野県企業局事務処理規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成25年3月29日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山本浩司

長野県公営企業管理規程第2号

長野県企業局事務処理規程の一部を改正する管理規程

長野県企業局事務処理規程(昭和42年長野県公営企業管理規程第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の(3)及び別表第2の1の(1)のア中「3,000万円」を「5,000万円」に、「400万円」を「800万円」に改める。

別表第4の2を次のように改める。

2 予算の配当(次長(総務担当)に限る。)

附 則

この管理規程は、平成25年4月1日から施行する。

企業局

長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成25年3月29日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山本浩司

長野県公営企業管理規程第3号

長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程

長野県公営企業財務規程(昭和42年長野県公営企業管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条第1項を削り、同条第2項中「前項の規定により提出された見積書等の内容を審査し、必要な調整を行い、意見を付して」を「予算に関する見積書及び説明書案並びに予算執行計画書案を作成し、」に改め、同項を同条とする。

第8条第1項を削り、同条第2項中「事業主管次長」を「次長(総務担当)」に、「第6条第2項」を「第6条」に改め、「次長(総務担当)を経て」を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

第9条第1項を削り、同条第2項中「事業主管次長は、前項の規定により配当を受けた予算のうち」を「次長(総務担当)は」に、「予算再配当書」を「予算配当書」に、「再配当」を「配当」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「の再配当」を「の配当」に、「再配当書」を「配当書」に改め、同条第3項を同条第2項とする。

第10条第1項及び第2項中「事業主管次長」を「次長(総務担当)」に改め、同条第3項を削る。

第11条第1項中「事業主管次長」を「次長(総務担当)」に改め、同条第2項を削る。

第12条中「事業主管次長」を「次長(総務担当)」に改め、「次長(総務担当)を経由して」を削る。

第14条第1項及び第3項中「事業主管次長」を「予算執行者」に改め、同条第4項及び第5項を削る。

第129条を次のように改める。

第129条 削除

様式第3号中「予算再配当書」を「予算配当書」に、「を再配当」を「を配当」に改める。

様式第4号及び様式第5号中

「

決裁区分	決裁権者	回	議	担当者
次長(総務担当)		回	議	担当者

」

を

「

決裁区分	決裁権者	回	議	担当者

」

に改める。

様式第17号中 「 大分類 中分類 」 を

「 中分類 小分類 」 に改める。

附 則

この管理規程は、平成25年4月1日から施行する。

企業局

水道法に基づく技術者による監督が必要な布設工事等に関する条例施行規程を次のように定めます。

平成25年3月29日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山本浩司

長野県公営企業管理規程第4号

水道法に基づく技術者による監督が必要な布設工事等に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この管理規程は、水道法に基づく技術者による監督が必要な布設工事等に関する条例(平成25年長野県条例第17号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(布設工事監督者の資格)

第2条 条例第2条第2項第1号に規定する管理者が定める学校は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同号に規定する管理者が定める課程(学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)にあっては、学科目を含む。)及び期間は、同表の左欄に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

学校	課程等	期間
学校教育法による大学	土木工学科又はこれに相当する課程における衛生工学又は水道工学に関する学科目	2年
	土木工学科又はこれに相当する課程における衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目	3年
旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学	土木工学科又はこれに相当する課程	2年
学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(以下「短期大学等」という。)	土木科又はこれに相当する課程	5年
		7年
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(以下「高等学校等」という。)		

- 2 条例第2条第2項第2号に規定する管理者が定める期間は、10年とする。
- 3 条例第2条第2項第3号の規定による同項第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の技能を有すると管理者が認める者は、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第9条各号に掲げる者とする。

（水道技術管理者の資格）

第3条 条例第3条第2号に規定する管理者が定める学科目及び期間は、次の表の左欄に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

学校	学科目	期間
学校教育法による大学	土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目	4年
短期大学等		6年
高等学校等		8年

- 2 条例第3条第3号に規定する管理者が定める期間は、10年とする。
- 3 条例第3条第4号の規定による同条第2号又は第3号に掲げる者と同等以上の技能を有すると管理者が認める者は、水道法施行規則第14条各号に掲げる者とする。

附 則

この管理規程は、平成25年4月1日から施行する。

企 業 局

管理職員等の範囲を定める規則及び給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成25年3月29日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第6号

管理職員等の範囲を定める規則及び給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

（管理職員等の範囲を定める規則の一部改正）

第1条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年長野県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中「交通事故相談所長」を「交通事故相談所長 総務部の部付（秘書事務を担当するものに限る。）」に、「秘書係長並びに秘書係の」を「秘書事務を担当する係の係長、」に、「庁舎管理係長」を「庁中施設の管理を担当する係の係長」に、「法務係長並びに法務係の」を「条例審査を担当する係の係長、」に、

「西駒郷地域生活支援センター 所長 所長」を  
「 労政事務所 所長」

「 労政事務所 所長」に改め、同表の教育委員会事務局及び教育機関の項中「 所長 副校長」を

「 校長 副校長」に改める。

（給料の特別調整額に関する規則の一部改正）

第2条 給料の特別調整額に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1のアの知事の事務部局の項中

「西駒郷地域生活支援センター所長 所長」を  
「 労政事務所 所長」

「 労政事務所 所長」に、「 農業大学の部長」を

「 農業大学の部長及び就農推進技幹」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

人事委員会事務局